

## 様式第十三（第4条関係）

### 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日  
令和8年1月30日

2. 回答を行った年月日  
令和8年2月24日

3. 新事業活動に係る事業の概要

事業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第1項第5号に規定する営業（以下「5号営業」という。）の許可を受けたポーカー店舗向けに店舗管理システムを提供・運営し、かつポーカー店舗のプレイヤー向けに専用のポータルサイト及びアプリケーション（以下「本件アプリ」という。）を提供するものであるが、本件アプリに預入チップ数の表示機能を追加するもの。

本件アプリに追加する機能【案(a)】及び【案(b)】の概要については、以下のとおりである。

(1) 機能について【案(a)(b)共通】

- ① プレイヤーは、店舗管理システムを導入しているポーカー店舗（以下「加盟店舗」という。）に入店手続を行うことにより、本件アプリと事業者が管理・提供する当該加盟店舗に預け入れているチップ数に関するデータ（以下「店舗内遊技記録」という。）とが紐付けられ、本件アプリ内で店舗内遊技記録が参照可能となり、当該店舗内遊技記録を基に遊技結果を本件アプリ内の記録画面に記録することができる。
- ② 本件アプリ内の記録画面に記録された遊技結果（以下「アプリ内遊技記録」という。）は、プレイヤーの備忘録の目的にのみ提供されるものであり、プレイヤーは、アプリ内遊技記録を自由に編集することができる。
- ③ プレイヤーが退店手続を行うことにより、本件アプリと店舗内遊技記録の紐付けが絶たれ、本件アプリから店舗内遊技記録を閲覧・参照することが不可能となる。
- ④ 前記②の遊技結果のプレイヤーへの提供は事業者が行い、アプリ内遊技記録は退店後もプレイヤーが編集することができる。
- ⑤ アプリ内遊技記録は、内容の真実性を客観的に裏付けるものではなく、加盟店舗を始めとする全てのポーカー店舗ないし、オンラインゲーム等において何かしらの利用がなされることはない。

(2) 記録方法について

【案(a)】

プレイヤーは、手入力によって本件アプリ内の記録画面に遊技結果を記録することができるほか、本件アプリ内の店舗内遊技記録の画面において、預入チップ数を含めた遊技結果として表示される数値をスマートフォン等の画面上でタップすることで、当該数値をコピーすることを可能とする。そして、プレイヤーは、自身で本件アプリ内の記録画面に遷移した後、当該画面の遊技記録記入欄において、スマートフォン等に搭載されているペースト機能を利用して、先にコピーした数値を貼り付けることができる。

【案(b)】

プレイヤーによる手入力のほか、プレイヤーが加盟店舗内に在店している場合は、いつでも本件アプリ内の店舗内遊技記録の画面に表示されるアシスト機能（以下「アシスト機能」という。）のボタンを押下することで、店舗内遊技記録としてその時点で店舗内遊技記録の画面に表示されている遊技結果を、記録画面に自動的に入力することを可能とする。

アシスト機能は、あくまでプレイヤーによる記録画面への遊技結果の入力の負担を軽減す

る目的で提供されるものであり、反映された情報をプレイヤーが手入力により修正・追記・削除の編集を加えることは可能である。

#### 4. 確認の求めの内容

本件アプリの機能提供案(a)、案(b)のいずれの場合であっても、事業者及び加盟店舗が、風営法第23条第3項により5号営業を営む者に準用される同条第1項第4号に規定する「遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること」に該当しないこと。

#### 5. 確認の求めに対する回答の内容

本件アプリによる預入チップ数の表示機能については、照会書のとおり運営されることを前提とすれば、案(a)、案(b)とも風営適正化法第23条第1項第4号に該当しないと解して差し支えない。ただし、照会書に触れていない事由によって事業者と5号営業の許可を受けた店舗との一体性が認められる場合にはこの限りではない。